

## 平成 28 年度第 1 回青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会会議概要

- 1 開催日時 平成 28 年 5 月 24 日（火） 16 時 00 分～18 時 00 分
- 2 開催場所 青森市総合福祉センター2 階 大集会室
- 3 出席委員 宮崎秀一会長、大村育子委員、坂本浩司委員、清水和秀委員  
《計 4 名》
- 4 欠席委員 佐藤秀樹委員、新井山毅委員 《計 2 名》
- 5 事務局 健康福祉部長 能代谷潤治、健康福祉部次長 舘山新、  
子どもしあわせ課長 成田光義、子育て支援課長 鹿内利行、  
浪岡事務所健康福祉課長 花田清志、  
子どもしあわせ課副参事 高坂道子、子育て支援課副参事 泉澤豊、  
子どもしあわせ課主幹 山崎真治、子育て支援課主幹 川村拓、  
子育て支援課主幹 駒ヶ嶺祐、子育て支援課主幹 渡邊雅史、  
子どもしあわせ課主査 小山内孝育、子どもしあわせ課主事 工藤拓也  
《計 13 名》
- 6 会議次第
  - 1 開会
  - 2 健康福祉部長あいさつ
  - 3 事務局職員紹介
  - 4 議事  
「(仮称) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」(素案) について
  - 5 その他
    - (1) 平成 28 年度青森市子ども会議の開催概要について (報告)
    - (2) その他
  - 6 閉会
- 7 議事概要  
「(仮称) 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」(素案) について  
〔資料 1、2、3 参照〕  
事務局から説明があった。

## 意見・質疑応答

### ○委員

この「(仮称)青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」(以下、「本計画」とする。)と「青森市子ども総合プラン」(以下、「総合プラン」とする。)との関係は、どのようなものか。

### ○事務局

総合プランの中にある「権利の保障」に関する部分を抜粋し、「青森市子どもの権利条例」の条文の標題を一つの章として、章ごとに事業をまとめるという構成になっている。

また、総合プランについては、本市の総合計画の子どもに関する総合的な分野別計画という位置付けとなっているが、本計画については、その分野別計画のアクションプラン(行動計画)としての位置付けであり、細かな事業を網羅して策定することとしている。

### ○委員

資料2の2ページ「2 計画の位置付け」について、本計画は、青森市子どもの権利条例第15条に基づく行動計画という位置付けになっているが、これだけで良いのか。

### ○事務局

総合プランのアクションプラン(行動計画)としての位置付けだということを明記したい。

### ○委員

子どもの権利の保障の行動計画なので、総合プランに青森市子どもの権利条例が資料として載っているように、本計画にも条例を掲載した方が良いと思う。

本計画は、総合プランからの引用や、各章に関連性がはっきりと示されており、良くできていると思う。

### ○委員

資料2の第4章について、第1節から第5節まである項目は、条例第13条の文言を具体化するものだと思うが、「第2節 豊かな心の育成」と条例第13条との関連がよく分からない。いじめや精神的暴力を防止するために、具体的に豊かな心の育成をするということだと思うが、少し検討の余地があると思う。

### ○事務局

総合プランと整合を図るという観点から、総合プランのタイトルを転記しているものである。この部分については検討したい。

○委員

青森市子どもの権利条例の第3章第10条から第15条までが市の責務であり、本計画は条例の第3章を基に書かれているが、第5条から第9条までについても、関連するものが見える形で本計画に記載した方が良いと思う。

全体的に条例の各条文が、本計画のどこかで見えるべきだと思う。

○事務局

御指摘の点について工夫したい。

○委員

指標について、次回会議までに追加される部分はあるのか。

○事務局

指標の空欄部分については、これから埋めていくこととしている。次回会議には示したい。

○委員

指標について、「障がいのある子どもへの支援の充実」等は項目が多い一方、「権利の普及啓発」等はあまり項目が多くない等、少しアンバランスな印象を受ける。

アクションプランの指標というのは、条例第3章の市が取り組むべき事業に則して、事業がきちんとやられているのかという検証はできるが、子どもにとって大切な権利が保障されているのかという成果の部分では、事業だけでは出てこない指標がないだろうかということを感じた。

総合プラン策定の際、権利侵害からの救済についての指標は、市民の認知度や普及啓発に関する講座の実施回数だったが、本計画の素案（資料2）、58ページにも同じ指標が出てきている。

また、いじめや不登校、虐待、体罰等といった、明らかに子どもの権利侵害と思われるものについての市の取組の成果として、文部科学省が発表するいじめの解決件数等の指標が含まれてないという指摘をした際、子どもの権利の保障に関する行動計画での指標とするという回答をもらった記憶があるが、出てきていないのではないかと。

○事務局

いじめ認知件数や不登校児童生徒数等は79ページで指標としている。

委員の御意見等を踏まえ、順番の並べ替え等をしながら、再掲する等の工夫をしたい。

○委員

79 ページに掲載されていることを確認した。

○委員

ひとり親家庭に関連して、児童扶養手当はどのくらい支払われているのか。また、受給に係る条件等はどのようになっているのか。

○事務局

本市の児童扶養手当については、ひとり親や収入等の制限があるが、国の基準に準じ、全額支給で 42,330 円、児童 2 人目ではプラス 5,000 円、3 人目以降では、さらに 3,000 円が支給される。原則、18 歳までを対象としている。

○委員

資料 2 の 43 ページ、母子・父子家庭等への貸付事業について、この貸付はどのようなものに対する資金なのか。

○事務局

本市で貸付している資金としては、修学の際に貸付をする修学資金や、就学するために必要な物の購入について貸付する就学支度資金、会社等に就職すること等を目的として必要な知識技能を修得するための技能習得資金等がある。

○委員

ひとり親家庭等に対する支援について、本市の単独事業として、国の基準を上回って実施しているものはあるのか。

○事務局

国の基準で実施しているところである。

○委員

この部分の指標が、どうなれば達成されたとするのが難しいと思う。

また、虐待の場合、早期発見率が高ければ良いのか、あるいは虐待の件数が少ない方が良いのか等、指標の立て方が難しいと思う。

資料 2 の 75 ページの指標「母子・父子自立支援員による相談件数」について、現状 1,729 件であるところを、約 350 件プラスし、目標 2,087 件となっているが、指標の件数が多ければ良い、少なければ良いというのが一見して分からない。

○委員

子どもの権利の普及啓発について、PTAにおいて研修活動をしなくても、特定の人にしか理解されないことになると思う。

小学6年生や中学生になると、職場体験を行っているので、企業を含めて保護者に啓発していけば普及していくと思う。

○委員

資料2の5ページ、「全ての児童生徒の理解を深めるため、『青森市子どもの権利条例』を分かりやすくした教材を活用し、指導します。」とあるが、この教材は、パンフレット程度のものか、それとももう一步踏み込んで教材化したものなのか。

小学6年の社会科や中学3年の公民で「子どもの権利条約」や「子どもの権利」を学ぶので、そこに市としてどこまで踏み込んでいくのかというところだと思う。

○委員

資料2の31ページ、「障がいの早期発見」について、幼稚園に上がる前の0、1歳児と3歳児までに「健康診査を実施します。」と記載されているが、保護者から相談を受ける事例が多くなっていると感じるので、もう少し具体的で分かりやすい情報提供を市で行ってほしい。

○事務局

毎月、広報あおもり等で情報提供を行っており、受診されなかった方については、電話等で連絡を取り、必ず受診していただくようにしている。相談される方がいらっしゃるのであれば市の窓口を紹介していただければと思う。

○委員

ポスターのようなものがあると気軽に相談に行くことができると思う。

○委員

この素案（資料2）を作る過程で、青森市子どもの権利擁護委員からの意見聴取は行ったのか。

○事務局

現段階では行っていない。子どもしあわせ課内で毎週開催されている運営会議の中で意見聴取する等検討する。

○委員

資料 2 の 75 ページ、小児慢性特定疾病の手帳の交付についての指標があるが、交付人数を指標にするのが正しいのか疑問に思う。同じ意味で、特別障害者手当等支給事業についても疑問に思う。

○事務局

件数が多ければ良いのか、あるいは参加者数が多ければ良いのか等の仕分けが難しい指標もある。今後、参考指標とするのか、目標指標とするかという仕分けをしたい。

○委員

資料 2 の 62 ページ、「(3) 高校生の活動機会の促進」について、指標が高校生の子ども会議委員の数とあるが、なぜ高校生だけなのか。

○事務局

資料 2 の 15 ページで、高校生の活動機会の促進を掲げており、その指標として高校生の子ども会議委員の数としている。小・中学生は本市の教育委員会を通じて募集することができるが、高校は管轄外なので、高校生に特化し指標としている。

○委員

資料 2 の 64 ページ、「子どもに関わる施策の推進への子ども会議の参加回数」について、平成 27 年度は「2 回」とあるが、この 2 回の内訳はどのようなものか。

○事務局

本市の施策について子ども会議で意見聴取した回数であり、2 回の内訳としては、本市の総合計画及び総合プランの策定について意見聴取したものである。

○事務局

回数のカウントの仕方が少し厳しい気がする。定義付け次第だが、市長に意見提案するイベントや年度末に行っている子ども会議の報告会も「子どもの参加」だと思う。

○委員

資料 2 の 64 ページ、「学校における意見表明能力等の向上」に括弧が付いているが、これは指標がないということか。

○事務局

庁内の各課の取組として掲げているが事業となっていないものである。

○委員

条例の中に位置付け、学校ごとに学校運営に関して意見を言う場を設けている自治体もあるので、担当課での事業化を期待したい。

設置者が県である高校に関することどこまで触れることができるのか等の問題があるが、子どもの権利条例で定義では18歳までが子どもであるから、市のあるべき姿として触れても良いと思う。

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたので、高校生はもちろん義務教育の段階から、意見表明権や参加する権利等の姿勢を促していく必要があると思う。

平成28年度青森市子ども会議の開催概要について（報告）〔資料4参照〕

事務局から説明があった。

**意見・質疑応答**

○委員

今年からの新たな試みとして子ども会議委員に提案する「(4) 子ども会議委員による子どもの権利に関する出張普及啓発活動」とは、どのようなものか。

○事務局

子ども会議委員が市内各地で開催されるイベントに参加し、子どもの権利に関する普及啓発活動を行うもので、現時点の予定としては、7月に浪岡地区で開催される「子どもの祭典」というイベントに参加することを考えている。

その他、本分科会委員であった鳴海明敏氏より、平成28年5月13日付けで辞任届が提出され、同日をもって青森市健康福祉審議会委員を辞任し、後任となる委員については、事務局で人選を進めていることを事務局から報告。

**意見・質疑応答**

○委員

鳴海氏は、青森市要保護児童対策地域協議会の委員でもあったが、そちらも退任ということになるのか。

○事務局

児童福祉専門分科会委員としての委員であったため、退任となる。